

# 工事概要書

1. 工事件名 量子科学技術研究開発機構（千葉地区）低線量影響実験棟空調設備改修工事
2. 工事場所 千葉市稲毛区穴川4丁目9番1号  
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 千葉地区 低線量影響実験棟
3. 工事目的 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構千葉地区（以下「当機構千葉地区」という。）に立地する低線量影響実験棟は、動物管理区域（動物飼育施設）を有する実験施設であるが、空調設備等の老朽化が著しく、安定的な運用継続が困難となっている。今後も実験施設として安定的な運用を継続していく必要があり、早急な老朽化対策が必要であることから、空調設備の改修工事を行うものである。
4. 完成期限 令和8年3月31日（火）
5. 工事内容  
別冊現場説明書、特記仕様書、及び設計図面による。  
本工事では国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構千葉地区（以下「当機構千葉地区」という。）構内において、低線量影響実験棟の空調設備等の改修工事を行うものである。また、本工事に当たっては、低線量影響実験棟を実験施設として運用を続けながらの施工（研究、業務中に施工）となるとともに、当機構千葉地区内で実施される別契約各工事と同時期の施工となる。受注者は、監督職員、施設使用者、施設管理者、及び当機構千葉地区内で実施される別契約各工事関係者との連絡・調整を極めて密に行い、協力のうえ、所定の工期内に工事を完成させること。
6. 施工上の注意事項
  - ・ 工事進捗に際し、綿密な計画による工程を組み、工事材料、労務安全対策等の諸般の準備を行い、工事の安全、かつ、迅速な進捗を図ること。また、施工に際しては既設建築物等の保護に留意し、そのために必要な処置を講ずること。
  - ・ 本工事は、工事着手に先立って事前に十分な現場調査を行い、監督職員へ報告すること。
  - ・ 近隣住民から問い合わせ等があった場合には、誠実に対応し、その結果を直ちに監督職員に報告すること。
  - ・ 工事に伴い発生する騒音、振動、粉塵などについて、十分に配慮した上で施工すると共に、作業現場は近隣住民と隣接していることから、近隣住民へも十分に配慮すること。
  - ・ 本工事において、工事範囲に隣接する各建屋への歩行者の通行・出入り、及び当機構千葉地区内の歩行者・車両の通行に支障をきたさないよう注意すると共に、必要に応じて通路を確保するなど安全に十分留意すること。
  - ・ 当機構千葉地区の一般への開放日（以下「一般公開」という。）が令和7年11月26日（日）に行われる計画があり、一般公開が実施された場合には、本工事により一般公開に支障の出ないように十分に配慮すると共に、子供を始めとした同来場者に危険のないよう、安全対策を十分に行うこと。また、一般公開開催日は原則として休工日とする。
  - ・ 本工事における交通規制を行う際、少なくとも2週間以上前に監督職員と協議の上、当機構千葉地区内への周知・調整に使用する資料作成を行い、同資料は、交通規制場所毎に規制日時のわかるものとする。また、当機構千葉地区内で実施される別契約各工事によって実施される交通規制を十分考慮し、当機構千葉地区内外と出入り・通行ができなくなる建物・施設がないよう十分に配慮し、交通規制を実施すること。なお、当機構千葉地区内で実施する交通規制は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）のみとする。なお、交通規制を行う際は、必ず迂回路を設定し、当機構千葉地区内で孤立する箇所のないこと。
  - ・ 入構の際は守衛所で所定の手続きを行うこと。
  - ・ 火気の使用については、予め監督職員に申し出て、当機構内手続きを受けること。
  - ・ 本工事に起因し、建物、設備、配管・配線類、及びその他を破損した場合は、受注者負担により速やかに原状回復すること。
  - ・ 本工事に伴い発生する発注者、関係官公庁等への提出・申請書類作成業務及びこれらに係る費用（申請・

検査費用含む。)は全て受注者負担とする。また、発注者が行う申請手続きを代行して行うものとする。

- 現場の納まり、取合い等に伴う軽微な変更、設計図等に記載の無いものであっても軽微なものは、監督職員と協議し、受注者の負担において誠実に施工すること。
- 本工事に当たっては、低線量影響実験棟は、動物管理区域（動物飼育施設）を有することから、同施設における空調設備の停止の他、断水、蒸気ボイラーの全停止（蒸気供給の全館停止）、貯湯槽の全停止（全館給湯の全館停止）、冷温水発生機の全停止、蒸気発生器の全停止（加湿の停止）、加湿用補給水の停止、温湿度制御の停止、及び停電についても、連続48時間以内、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）のみ停止可能とし、停止後、再度停止まで5日間空けること。なお、施工は冬季が見込まれることから、上記は原則として切り替え時のみ停止できるものとし、可能な限り停止時間・期間を短くすること。詳細は監督職員と協議するものとする。
- 上記の他、低線量影響実験棟における、建物利用者・動物飼育・実験への影響が大きな工事（FCU更新）についても上記と同様とし、詳細は監督職員と協議するものとする。
- クレーン作業は、少なくとも2週間以上前に監督職員と日程を協議の上、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）のみ実施し、詳細は監督職員と協議するものとする。
- 工事で発生する廃棄物は、法令等に基づいた適正な処理を行うと共に、産業廃棄物管理票の写し等を提出すること。また、撤去を行う純水装置については、内部に特別管理産業廃棄物である塩酸・苛性ソーダが残留していることから、作業に当たっては安全に十分留意の上、機器本体も含め全て処分を行うこと。
- 受変電設備法定点検に伴う総合試験により、令和8年3月28日（土）に全館停電する時間帯がある。
- その他疑義が生じた場合は、監督職員と協議のこと。

要求部課名 安全管理部建設工務課  
監督職員 田口 仁志